

平成29年度医療関連産業高度人材育成事業  
**高度研究開発者ビジネスコース（MBLコース）募集要項 Q & A**

Q1：メディカルビジネスリーダー（MBL）とは何ですか。

A1：高度研究開発者ビジネスコースを通して育成する医療機器のベンチャーや企業内の事業リーダー等を意味する造語です。

Q2：資格取得はできますか。

A2：MBLは資格ではなく、修了証を授与します。

Q3：受講者審査会とはどのようなものですか。

A3：申込者の中から10名を選定するための会議で、申込者から6分ずつ研究課題をプレゼンしていただき、その後、受講者審査委員会から質疑を行います。

Q4：受講者選考会の日程や資料はどのようになりますか。

A4：受講者選考会の日程は、別途申込者へ通知します。選考会では、申込時に提出する研究課題概要（別紙2）によりプレゼンを行って頂きます。

Q5：受講者選定委員はどのような方ですか。

A5：受講者審査委員は医療機器産業に関係する方を予定しております。

Q6：審査基準はどのような方ですか。

A6：審査にあたっては、提出いただいた書類及び審査会でのプレゼンを評価するほか、本コースの目的を鑑み、希望就職地等を加味する予定です。

Q7：各講演はどのような講師が務めますか。

A7：医療機器業界に関係する専門家（医療機器メーカー、ベンチャー、医師、大学教授、関係団体）の方に御講演頂きます。

Q8：研究課題に指定はありますか。

A8：医療福祉機器に関係する課題である必要があります。

また、8月の医療研修後は、これに加えてニーズを汲み取った新たな研究テーマを個人もしくはグループで設定し、検討していただく予定です。

Q9：開講式での研究課題発表とは、誰に対して行いますか。

A9：研究課題を発表頂く開講式での聴講者は、本事業推進委員、講師、大学生（一般開発研究者コース（MBL発掘コース）受講者）、関係機関の方となります。その他一般の方は聴講しません。

Q10：メディカルクリエーションふくしまでのプレゼンとはどのようなものですか。

A10：ランチョンセミナーとポスターセッションにおいて、研究課題及びグループ研究を来場者向けに発表していただきます。

Q11：プログラムに参加できない場合はどのようになりますか。

A11：プログラムは原則として全て受講頂きます。

医療研修、短期留学及び成果発表（メディカルクリエーションふくしまでのプレゼンを含む）を欠席した場合は、修了証の授与を行いません。

Q12：代理受講は可能ですか。

A12：個人の育成プログラムですので、代理受講は不可です。

Q13：医工連携人材育成プログラムではどのようなプログラムに参加できますか。

A13：以下の指定プログラムに参加して頂きますが、他に受講したいプログラムがある場合は自主活動経費により参加可能です。

- 平成 29 年 7 月 27 日(木) ビジネスプラン (1) 医療機器開発のビジネスプラン
- 平成 29 年 7 月 28 日(金) ビジネスプラン (2) 医療機器開発の概要と手順
- 平成 29 年 8 月 7 日(月) 医学の基礎知識 (1) 医学の基礎知識
- 平成 29 年 8 月 8 日(火) 医学の基礎知識 (2) (脳・神経系に関する医療機器)
- 平成 29 年 8 月 8 日(火) 医学の基礎知識 (3) (呼吸器系に関する医療機器)
- 平成 29 年 8 月 9 日(水) 医学の基礎知識 (4) (循環器系に関する医療機器)
- 平成 29 年 8 月 9 日(水) 医学の基礎知識 (5) (消化器系に関する医療機器)
- 平成 29 年 8 月 10 日(木) 医学の基礎知識 (6) (筋・骨格系に関する医療機器)
- 平成 29 年 8 月 10 日(木) 医学の基礎知識 (7) (歯科系に関する医療機器)

※開催時期・講演内容は変更することがあります。

Q14：医療研修ではどのようなことを行いますか。

A14：医療機関各室内において、医療機器の使用状況や設置状況の確認と医療従事者とのディスカッションを行います。その後、現場のニーズに基づいた研究テーマを設定いただきます。

Q15：複数年受講することは可能ですか。

A15：本コースを受講された方の再受講はできません。

Q16：費用はどの程度必要ですか。

A16：指定プログラム研修先（基本的に福島県郡山市もしくは福島市）までの交通費及び食費は自己負担となりますが、交通費については自主活動経費からの支出が可能です。短期留学に係る宿泊費と福島県郡山市もしくは福島市からの往復交通費、医工連携人材育成プログラムに係る指定プログラムの受講料は、事業経費として県が負担します。

Q17：自主活動経費はどのような経費が対象となりますか。また、いつ支払われますか。

A17：対象となる経費は、研究課題に直接関連する費用で、別紙高度研究開発者ビジネスコース自主活動経費助成基準のとおりです。支払いは、領収書（又は支払明細書）の原本と別紙「自主活動経費 報告書（〇月分）」を事務局に提出後、精査の上、受講者が指定した口座等にお支払いします。（受講者選定後、別途通知に基づき申請書を提出していただきます。）

**【対象経費（例）】**

- 指定プログラム研修先までの交通費
- 指定プログラム以外の医工連携人材育成プログラム参加経費（受講料）
- 学会発表経費（学会登録費、学会参加費、交通費、宿泊費）  
※聴講のみの学会等会議参加の場合は、全て非対象。
- 書籍等購入費（研究に関するものに限る）
- 試作材料費
- 試作に必要なソフトウェア（Microsoft Office 等、一般的なものを除く）
- 振込手数料
- 郵送料・切手代
- その他、県が必要と認めた経費（事前に問い合わせること）

※交通費・宿泊費については、社会通念上、必要最低限の場合のみ対象となります。

例：新幹線を使用する場合は、原則としてグリーン席は対象外となります。

例：宿泊する場合は、原則としてシングルルームのみ対象となります。

**【非対象経費（例）】**

- 汎用性のある事務用品購入費（例：文房具、PC、USB等）
- 飲食代（出張先での昼食など）
- 私有車使用に係るガソリン代